

## 指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：岡崎市ぬかたブランド協議会

### 1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項(棚田等の名称及び範囲)

千万町棚田

範囲については、別添1のとおり。

### 2 指定棚田地域振興活動の目標

#### (1) 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
  - 令和6年度まで千万町棚田における中山間地域等直接支払交付金に係る現状の耕作面積5.8haを維持する。
- ・担い手の確保
  - 令和6年度までに千万町棚田の保全活動に取り組む「おたすけ隊」の人数を現状の9人から18人に増加させる。
- ・生産性・付加価値の向上
  - 令和6年度までに除草作業の省力化を図るため、ヤギの放牧、ラジコン草刈機の導入や法面へのカバークロープ吹付等の取組を検討・実施する。

#### (2) 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農作物の供給の促進
  - 品質向上を図ると共にブランド化の手法を検討し、棚田で収穫した米をプレミアム米として年間1.5t販売する。
- ・自然環境の保全・活用
  - 令和6年度までに千万町棚田地域における鳥獣被害面積12.6a（被害額12万円）を減少させる。
- ・伝統文化の継承
  - 4月に豊作と悪魔祓いの願いを込めて行われる「千万町神楽」やしめ縄作り体験等のイベントを年1回以上開催する。

#### (3) 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興
  - 令和6年度までに、ミツマタの里と千万町棚田を巡るウォーキングイベントを開催し、年間の参加者を30人から50人に増やす。
- ・さまざまな業種との連携による地域振興
  - 農業以外の業種との連携により、棚田の活用やPR方法について検討し実施することで、棚田地域の振興を図る。
- ・地域間交流拠点を利用した地域振興
  - 新たに整備が予定されている地域間交流拠点を活用し、持続可能な地域振興活

動を行うとともに、都市部住民との交流を促進し、地域活力の維持・向上を目指す。

### 3 計画期間

認定の月～令和7年3月

### 4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

#### (1) 指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添2の工程表に基づき実施することとする。

##### ① 棚田等の保全

- ・耕作放棄の防止・削減
  - 中山間地域等直接支払交付金を活用し、集落戦略を作成し、耕作放棄地の発生の防止を行う。
- ・担い手の確保
  - 「おたすけ隊」に地域住民以外を含めて積極的に勧誘し、千万町棚田の保全活動に取り組む担い手を確保する。
- ・生産性・付加価値の向上
  - ヤギの放牧、ラジコン草刈機の導入や法面へのカバークローブ吹付等の取組を検討・実施することで、除草作業の省力化を図る。

##### ② 棚田等の保全を通じた多面にわたる機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の促進
  - 棚田で収穫した米をプレミアム米としてブランド化を図る。
- ・自然環境の保全・活用
  - 新たな侵入防止柵や檻の設置・補修並びに設置物の定期的な見回りを実施することで、鳥獣被害対策を推進する。
- ・伝統文化の継承
  - 4月に豊作と悪魔祓いの願いを込めて行われる「千万町神楽」やしめ縄作り体験等のイベントを開催することで伝統文化の継承を図る。

##### ③ 棚田を核とした棚田地域の振興

- ・棚田を観光資源とした地域振興
  - イベントを通じて都市部住民を誘客するとともに、棚田についての説明看板の設置やミツマタ群生地へのコース整備など、都市部住民の受け入れ体制を整備する。
- ・さまざまな業種との連携による地域振興
  - 岡崎市ぬかたブランド協議会の構成員を始めとした、さまざまな業種との連携により、棚田の活用やPR方法について検討し実施することで、棚田地域の振興を図る。
- ・地域間交流拠点を利用した地域振興
  - 農山漁村発イノベーション整備事業（定住促進・交流対策型）により整備され

る地域間交流拠点を活用し、都市部住民との交流を促進し、地域活力の維持向上を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記(1)に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記5の指定棚田地域振興協議会の参加者である。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

岡崎市ぬかたブランド協議会は岡崎市、農業者、農林業者団体、農業協同組合、商工業団体、学識経験者、地域住民で構成。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動

- ・ 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体の連携(別添3のとおり)
- ・ 活性化計画(農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成十九年法律第四十八号)第7条第1項の規定によるもの)の区域(別添4、5のとおり)
- ・ 活性化に係る目標の達成状況の評価  
目標の達成状況の評価については、毎年度、岡崎市農業振興ビジョン推進委員会(市付属機関、委員：学識経験者・農業委員長・JA組合長・土地改良連合会長・女性農業団体・市民公募)において、進捗状況について検証するとともに、活性化計画終了後の翌年度に、最終評価を行い、その結果を公表する。